

苫小牧港管理組合発注建設工事に係る下請保護要綱

(目的)

第1条 この要綱は、苫小牧港管理組合発注の建設工事に係る元請業者の遵守すべき事項を定め、下請業者の保護を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 受注者 苫小牧港管理組合から直接工事を受注する事業者
- (2) 元請業者 それぞれの下請契約における注文者
- (3) 下請業者 それぞれの下請契約における請負人

(契約の締結)

第3条 元請業者は、工事の一部を下請業者に請け負わせる場合には、下請契約を書面により行うものとし、当事者間の権利義務関係の契約内容を当該書面に明確にしておくものとする。

2 元請業者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を下請代金の額とする下請契約を締結しないものとする。

(地元業者の活用)

第4条 元請業者は、建設工事の施工に伴う工事資材の調達及びその工事の一部を下請業者に請け負わせる場合には、可能な限り苫小牧市及び厚真町に主たる営業所がある地元業者を活用するよう配慮するものとする。

(下請代金の変更)

第5条 元請業者は、下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じないものとする。

2 賃金又は物価の変動によって下請代金が不適当となり、苫小牧港管理組合との間において契約金額が変更された場合は、受注者は、下請業者と十分な協議を行い、適正な下請代金の変更の措置をとるものとする。

(下請代金の支払い及び方法)

第6条 受注者は、前払金を受けたときは、前払金使途内訳明細書における支払先及び金額においては現金で前払いすること。なお、苫小牧港管理組合に提出した施工体制台帳等に記載する支払方法のうち前払金による支払いがある場合は、下請金額の割合に相応する下請代金を前払いの支払いを受けた日から一箇月以内のできる限り短い期間内に現金で支払うこと。

2 元請業者は、出来形部分に対する支払い又は工事完成後における支払いを受けたときは、その支払いの対象となった建設工事を施工した下請業者に対し、支払額に相応する下請代金を元請代金の支払いを受けた日から一箇月以内のできる限り短い期間内に支払うこと。

3 特定建設業者が元請業者となった場合の下請契約に係る下請代金の支払いは、当該下請工事の目的物引渡しの申し出があった日から起算して50日以内のできる限り短い期間内に支払うこと。

4 元請業者が下請代金を支払う場合は、できる限り現金払いとし、やむを得ず手形払いをするときは、現金の比率を高めるとともに労務費相当分については現金払いとするものとする。

5 下請代金の手形期間は、60日以内のできる限り短い期間とし、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないものとする。

6 前各項の規定は、資材等関連業者へ代金を支払う場合について準用する。

(資材等購入強制の禁止)

第7条 元請業者は、自己の地位を不当に利用して、下請業者の不利益となる資材・機械器具又はこれらの購入先を指定し、購入させてはならない。

2 元請業者は、注文した下請工事に必要な資材を自己から下請業者に購入させた場合は、正当な理由がないのにその工事の下請代金支払期日前に、その工事に使用する資材の代金を支払わせないものとする。

(労働災害の防止等)

第8条 受注者は、労働災害の防止を図るとともに、すべての下請業者に対して次に掲げる事項の指導に努めるものとする。

- (1) 雇用条件等を明確にすること。
- (2) 長時間労働をさせないこと。
- (3) 日曜祝日等の休日制を確立すること。
- (4) 出稼(季節)労働者に有給休暇を付与すること。

2 受注者は、建設業退職金共済制度の証紙を購入し、下請業者に現物で交付する等、「元請事業主による建退共制度関係事務受託処理要綱」(勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部制定)を遵守するものとする。

3 受注者は、建設労働者の福祉の向上を図るため、法定外労災補償制度の普及と加入促進を下請業者に勧奨するものとする。

(紛争の防止)

第9条 受注者は、下請業者が下請工事の施行に関し、倒産、資金繰りの悪化等により再下請業者、労働者等の関係者に対して請負代金、賃金の不払い等不測の損害を与えることのないよう当該下請業者を指導し、紛争を生じないように努めるものとする。

(受注者の下請に対する指導)

第10条 受注者は、請け負った工事におけるすべての下請業者等に対して、この要綱に掲げる関係事項を遵守するよう指導するものとする。

(報復措置の禁止)

第11条 元請業者は、この要綱に掲げる措置を怠ったことにより下請業者がその事実を管理者に知らせたことを理由として、下請業者に対し、取引の量を減じ、取引を停止し、その他の不利益な取り扱いをしないものとする。

(実態調査)

第12条 管理者はこの要綱に掲げる事項について、必要に応じ、元請業者及び下請業者の協力のものと実態調査を行うものとする。

(指名の停止)

第13条 管理者は、前条の規定に基づき実態調査等により、受注者及び元請業者(以下この条において「受注者等」という。)がこの要綱を遵守していない事実が判明したときは、苫小牧港管理組合競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づき、管理者が必要と認める期間指名停止することができる。この場合、当該受注者等は、入札参加資格を有しない者となる。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。